

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

今般、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設されました。

- ・子育て世代に対する大きな給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・少子化・人口減少が危機的な状況にある中、少子化を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持等に繋がるとされています。

国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負うことが定められました。

（1）開始時期

令和8年4月分保険料（5月納付分）より

（2）納付方法

一般保険料・介護保険料と合わせて毎月納付

納入告知書に第3の費目として「子ども・子育て支援金」が追加

（3）支援金の計算方法

標準報酬月額及び標準賞与額 × 支援金率※ = 支援金額

（事業主と被保険者で折半）

例：410千円×4/1000＝1,640円 （事業主820円 被保険者820円）

※支援金率について

健康保険組合連合会の試算では、支援金率は0.3%程度からスタートし、令和10年度にかけて0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。

(4) 支援金の使途

児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付率の引上げ、育児時短就業給付の創設、こども誰でも通園制度（令和 8 年 4 月から給付化）、国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置（令和 8 年 10 月から）等に充てられます。

(5) 子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）と子ども・子育て支援金との違い

項 目	負担者	用途
子ども・子育て拠出金 (旧：児童手当拠出金)	事業主	従業員の仕事と子育ての両立を支援し、 将来の労働力の確保 (児童手当、放課後児童クラブ、延長保育事業等)
子ども・子育て支援金	事業主 被保険者 (全世帯)	少子化・人口減少が危機的な状況の中、 国がこども未来戦略「加速化プラン」の 取り組みを実施 (児童手当の拡充、妊婦のための支援給付等)

(6) 健康保険組合の役割

介護保険料と同様に健康保険組合は、子ども・子育て支援金についても徴収義務のみ与えられ、徴収した支援金は、国へ納めることになります。

(7) 事業主様へのお願い

支援金制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細書に医療保険料と区別して支援金額が表示される取組みについてご理解・ご協力をお願いします。

[参考] こども家庭庁ホームページ [子ども・子育て支援金制度のQ&A]

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin/faq>

ご不明な点等ございましたら、当健康保険組合適用課（03-3861-1854）までお問い合わせください。